

## 15世紀フィレンツェの「残酷な母親」 について

前之園 幸一郎

### はじめに

母親が優しい存在であるのは、あまりにも当たり前のことだとされている。そしてごく一般的に思い描かれる母親のイメージは、慈母であり、そのいつくしみ深いまなざしである。また、出生直後の子と母親とが目と目を見つめる **eye-to-eye contact** が、その後の子育ての出発点をなすこともよく知られている事実だ。最近、しばしば話題になる乳離れできない青年や子離れできない母親の現象も、母子の過度に密接な関係を前提にしてのことだ。

ところが、このわれわれの常識につよいショックを与えたのがE・バダンテールの『プラス・ラブ』（原題 *L'AMOUR EN PLUS*, 鈴木晶訳, サンリオ, 1981）であった。バダンテールは、18世紀のフランスにおける母親たちが示した子どもやその死にたいする無関心さを、多くの証拠を上げて明らかにしている。そしてたとえば、「幼児の死は、その後の別の誕生によってつくろわれる、ほとんど当たり前の事故と感じられている」。またイギリスにおいても事情は同様であり、彼女はある上流階級の婦人が「子どもを二人失ったにもかかわらず、まだたくさん残っていると豪語」しながら示す子どもへの陽気な無関心さを例示している。つまりバダンテールは、本能だと信じられている母性愛さえも社会的、歴史的につくられたものだとの見解を提起したのであった。

18世紀の母親の子どもにたいする無関心さが『プラス・ラブ』に見られるとおりだとすれば、15世紀の母親についてもおよそそのことは推察される。ジョヴ

ァンニ・モレッリ (1371—1444) は、その家族についての覚書『リコルディ』“Ricordi” のなかで、彼が四歳のとき自分と兄弟たちとを残して再婚した母親を「残酷な母親」*crudele madre* と言って非難している。

さてそれでは、その残酷さは18世紀の母親に見られた無関心さと同じものだったのであろうか。それともそれは15世紀的な特質の刻印された特殊な意味をもつ残酷さなのであろうか。本稿では、母親に焦点を当てつつ、彼女を残酷にさせたものはなにか、15世紀フィレンツェの社会で女性が娘、妻、母としておかれていた条件はどのようなものだったのか、上の残酷さは個々の母親の個人的薄情さや母親意識の欠如などの問題として理解されうるものなのか、などの諸点について考察を加えたいと考える。

## I 母親の再婚による子どもの遺棄

妻が夫の死亡にともなってその婚姻関係を解消し、子どもを婚家に残したまま再婚することは、15世紀のフィレンツェでは特異なこととは思われていなかった。しかし、それは後に残される子どもにとっては大きな災難であった。子どもは、母親に置き去りにされることによってまず母親の愛情と手厚い世話を奪われて孤児となり、ついで母親への嫁資の返還によって経済的に厳しい境遇に投げ込まれることになったからである。

再婚によって母親が自分たちを見捨てないように懇願したり、また、母親が再婚して立ち去ったために父方の親戚に委ねられることになった子どもやその後見人が母親の仕打ちを嘆いている例は、枚挙にいとまがないほどである。フィレンツェの都市国家政府は1427年に税制改革を行い、すべての市民の財産申告にもとづいて課税するカタストと呼ばれる徴税方式を確立した。世帯主は、その家族全員の氏名、年齢、性別、続柄などをはじめとして、土地、家屋、家畜などの不動産や動産のすべてを申告することが義務づけられた。その住民自身によって作成された納税用資産申告書はポルターテ *portate* と呼ばれ、現在もフィレンツェやピサの国立古文書館に保存されている。膨大な量のこの資産

申告書の調査を行ったC・クラビッシュは、その申告の分析から、多くの母親が家族と子どもを見捨てて再婚していることを報告している。

また、彼女は、ピサの国立古文書館の史料から16世紀のピサ近郊の農村地帯での父親の死去とそれにとまなり母親の再婚による子どもの遺棄の事例を報告している。たとえば1542年には Giovanni di Biagio の7歳を頭に1歳になったばかりの三人の子どもが遺棄されている。1559年には Giovanni di Corsetto の9歳と12歳になる娘が見捨てられた。1538年には Battista di Giovanni Guideglia なる母親は3歳と10歳の子どもを婚家に置き去りにして再婚した。<sup>2)</sup>

フィレンツェの毛織物商人で有力な市民であったラーボ・ディ・ジョヴァンニ・ニコリーニ・デ・シリガッティ(1356—1430)は、自分の一族についての有名な『覚書』を残している。そのなかで彼は、彼の亡兄ニコライオの次男ジョヴァンニ・ニコライオ・ニコリーニが1417年に4人の子どもを残して死亡し、それに追い撃ちをかけるようにその妻アンニョレッタが子どもたちを残して家を出て行ったことをにがにがしく次のように述べている。「その(未亡人となった)女は900金フィオーリーニの持参金をもっていたので家を出て、前述の子どもたちを無一文にしたままで、わらの上に置き去りにした(lasciò i decti figliuoli in sulla palgia, senza nulla.)」<sup>3)</sup>

それでは、母親たちはなんのためらいもなく再婚を決意し、深く悩むこともなしに子どもを捨てたのであろうか。フィレンツェ国立古文書館にあるマンノ・ディ・カンビオ・ベトルッチの1430年の史料から母親のおかれた微妙な立場をうかがい知ることができる。

マンノは伝染病で父親を失い、引き続き34歳になる継母が、もしかしたら再婚するのではないかと恐れ心配している。寡婦となったこの母親を、実家の母の兄弟たちが再婚するよう説得しつつあったらしい。そして、そのためについに母親の伯母に当たる人物が実家の家族から派遣されて来る。この母親は、多分、いっしょに暮らすようにと懇願する義理の息子や自分の腹を痛めた子の願いと実家の一族の意向との間で、逡巡していたように見える。

この母親の義理の子であり、その子どもたちのなかの最年長であるマンノは、

彼女に次のように述べている。「マドンナ・シモーナ、この家には、あなた自身の子どもたちがおります。われわれは彼らをわたしたち自身の兄弟として、またあなたを、われわれの実の母親として遇します。わが母よ、あなたは、われわれの状態を御存じなのですから、わたしはあなたにお願いし、あなたのお情けにすぎります。父親あるいは母親のいない状態に放置されますと、あなたが助けて下さらなければ、われわれはすぐにも破滅に向かうことになります」

ところが、この寡婦は自分の一族の意向に屈して「わたしは、わたしの親族が決めた通りにいたします」と述べている。

これにたいしマンノは、「これも、彼女の伯母マドンナ・ビーバが、一夜にしてその仕事をうまくやってのけたからだ」と述懐している。さらにマンノは「マドンナ・シモーナがわれわれの家に留まることに同意してくれていたなら、われわれは半値で財産を売却し、(彼女の)嫁資の一部を返還する必要もなかったろうに」と寡婦の再婚の核心にかかわる持参金の問題にそれとなく言及している<sup>4)</sup>。

このマンノの継母は、自分たち夫婦の子どもたちの利益よりも、さらに一層血族である実家の家族の利益を重んじてその指示どおりに行動し、わが子の暮らしている家庭を見捨てたのであった。そしてそれは母親の内面的な苦悩のあるなしにかかわらず、まさに結果的にはモレッリの言う「残酷な母親」の仕打ちに当たるものであった。

そして当時の社会はこのような母親の態度にたいして、母親の個人的な無節操さや家族への愛着心の欠如や軽率さや移り気な性格などを挙げて非難し、ひいては女性一般が信頼することのできない存在だと女性のイメージをつくりあげていた。

12世紀なかばのビザにおけるは都市条例は、母親が、離婚によって持参金や *antefactum* と呼ばれる夫から持参金のお返しに支払われた一定額を取り戻そうとするとき、「母親らしい情愛」 *maternum affectum* よりも、より一層「継母のような不遜さ」 *impietatem novercalem* を自分たちの子どもにたいしてあらわに示しているとして非難している。そして女性とは、もともと「与えること

よりも受け取ることに……、もっとも貪欲で、もっとも固執する、抜かりのない性」“genus mulierum avarissimum atque tenacissimum promptius... ad accipiendum quam ad dandum” だからなのだ、と女性という〈性〉が原因とな<sup>5)</sup>って離婚による家庭的悲劇が引き起こされるとしている。

未亡人の再婚がたとえ子どもを亡夫の家族のもとに置き去りにするものであったにしても、それは、はたして女性の軽率さや軽はずみな特性によるものなどとして片付けられる問題であったのであろうか。その点を次に見ることにしよう。

## II 家族における女性の地位

### (1) 余所者としての女性

家、ないしは家族は、14・15世紀のフィレンツェではどのようなものとして存在していたのであろうか。カタストによる世帯別の資産申告書からも明らかに、それがまず家族の成員が構成する集団とその集団が生活を営む物理的生活空間を指していたことは間違いない。しかし、家を意味するカーサ casa という言葉にはそれ以上の意味がこめられていた。それは、父方のすべての血縁関係にある人々をも含む集団であった。たんに生存している人間だけではなく、家は一族のすべての祖先や、同じ血統、同じ家名の共通の先祖を持つ人々をさしていた。つまり、男性を中心とした親族関係にある者たちの集団が家だとされていた。

ラーボやモレッリの家族についての覚書が、家族成員の数や家族の状態に大きな影響を与える出来事、一族の富にかかわる財産の取得、譲渡、交換の日付などについての細かな記録とともに、血族、婚姻関係にある人々との関係や、持参金として受け取った金額、支払った金額などについて詳細な記録を残していることが、そのことを物語っている。しかしとくに無視できないのが女性についての記述である。

ラーボは、その『覚書』に1416年の母親の死を記録し、まことにあっさりと

感慨をつけ加えている。「母は、優れた、やさしい、立派な女性 (una valente e cara e buona donna) であった。彼女は、われらの主の 1349 年、すなわち 1349 年 10 月 1 日に夫の許に嫁いできた。そしてわれわれの家に 62 年 2 カ月と 26 日のあいだ留まったのであった。」

細かな計算による日数が淡々と書き記されているこのメモは、当時の女性の家における不安定な立場を實によく示している。バニェージ (Bagnesi) 家の出であるラーボの母親は、その人生のほぼ全てを束の間の滞在者としてニコリーニ家で過ごしたのである。女性は、家ないし一族においては、まさに通りすがりの客人にすぎなかった。男性を中心として成り立っている家系においては、女性は外来者であり、余所者でしかなかったのである。そして女性は、つねにその夫、ないしは彼女の父親との関連においてしか語られることはなかった。いま、ここに、具体的に生きて生活している固有名詞としての女性ではなく、彼女が生まれた家系、彼女が嫁いだ一族の名前によって、女性の存在は指し示されたのであった。

ジョヴァンニ・モレッリの『覚書』の中では、彼の父親パゴロやモレッリ自身が幼くして父親と死別したためにこうむった経験をもとに述べられている「孤児のこうむる七つの損害とその救済法」の部分が、とくに有名である。モレッリは、子どもが孤児となることによって受ける損害として、1) 幼くして父を失うこと、2) 母が再婚して出て行ってしまうこと、3) 後見人の手に委ねられること、4) 父の死後に多額の出費があること、5) 多くの人によって食べ物にされること、6) 多額の税金がかかってくること、7) 父親から教育を受けられないこと、を挙げている。

そして上のような災難ともいえる事態をどう切り抜けるかということにモレッリのねらいはおかれているが、その助言を通じて彼がもっとも強調しているのは家族の根底をなす父とその息子との密接な関係である。この関係をとおして、その子どもたちの幸福を確実なものとし、子どもたちの倫理的、人格的な教育を果たすことが父親の基本的な役割だと彼は考えている。そのために、孤児となり、遺言執行人の監督下におかれた子どもは「父親一人の意志にはな

く多くの人々の意志に従うこととなり、息子にたいする父親の果てし無い愛情と慈しみ (*l'amore e carità del padre verso il figliuolo, che è infinita*) を、親戚であれ友人であれ、他人の愛情と取り換えなければならない」ことになるとしている。これはモレッリが父親の愛情のみが無限の (*infinita*) ものだと特別に考えていることを示している。<sup>8)</sup>

つまり、ここでは母親の愛情についての言及がなされていないことが、母親の家での地位を物語っている。モレッリにおいても、母親は、母子関係においてさえも信頼し得る存在とは見なされなかったのである。

女性の存在価値は、彼女の結婚が「家」ないし一族の利益にいかに関与したかで評価された。すなわち、嫁として送り出され、あるいは迎え入れられることによって新たにとり結ばれる婚姻関係が、有力者や上層市民との有利な関係をつくりだし、家族の偉大さに貢献するものであれば、その女性は評価された。14・5世紀の系図においては、女性はしばしば「ウシーテ *uscite*」(家から出ていった女たち、の意)、「エントラーテ *entrate*」(余所から入ってきた女たち、の意)として表示されており、家と家とのあいだを身体的に移動する存在として見られ、またそのようなものとしてのみ評価されていたことを示している。<sup>9)</sup>

ちなみにウシータ (*uscita*) には支出、出費、経費の意味があり、エントラータ (*entrata*) には収入、利益の意味がある。多額の嫁資をつけて娘を送りだし、また嫁として迎え入れる当時の習慣を考えれば、案外、これらの言葉は事柄の本質を言い表していたということができよう。

## (2) 寡婦と再婚

14・5世紀のフィレンツェでは二十歳を過ぎた娘が結婚もしないで家に留まっていることは、ひとつの災いだと思なされていた。オールド・ミスの娘は、彼女が同居している家族の上にスキャンダルあるいは汚辱をもたらす恐れのある存在だと思われていたからである。<sup>10)</sup>

そのような当時の一般的な意識を反映しているのがカタストにおける数字で

ある。フィレンツェの20～24歳の年齢集団に属する女子の、じつに92%が既婚者であり、その割合は裕福な階層ではさらに高くなっている。<sup>11)</sup>

しかし、都市における男性にとっては結婚は容易ではなかった。職人として自立することによって、あるいは商業活動をとおして経済的に独立することになって、ようやく結婚することが可能となった。場合によっては、父親の死去するまで結婚を待たねばならなかった。1427年の30歳の男子について見るなら、農村部の75.7%にたいして都市の男子はようやくその44.2%のみが結婚している。これをさらに細かく見ると、フィレンツェ市内の30歳男子557人のうちの246人が結婚しており、また28～32歳の男子1,503人のうちのほぼ44.3%にあたる666人が結婚している。これに対してサンタ・クロッチェの農村地区では30歳男子366人中277人が、また28～32歳男子731人中538人が、つまり73.6%が結婚していた。<sup>12)</sup>

このように都市における男性の結婚年齢は一般に高かった。しかるにその花嫁となる女性たちの結婚年齢は極端に若かった。フィレンツェではごく一般的な女性の結婚年齢は15歳であった。また、そのために都市の夫婦間の年齢差の開きは大きく、平均で13.6歳であった。<sup>13)</sup>さらに、1427年のフィレンツェにおいては、出生後一年未満の新生児の父親の平均年齢は40歳であった。<sup>14)</sup>当然のことながら、この父親たちにとってその子が成人に達するのを見届けることは、きわめて困難であった。父親には短い平均余命しか残されていなかったからである。かくて、多くの若い未亡人がつくりだされることとなる。

もっとも当時の衛生状態や不十分な出産の処置のために母親たちの死亡率も高かった。たとえば、フィレンツェの商人グレゴリオ・ダーティGregorio Dati (1362—1435) は召使の少女奴隷と三人の妻に25人の子どもを産ませているが、二番目の妻イザベッタは1396年から1402年まで毎年出産して7人を産み、ついに体力を消耗して死亡している。<sup>15)</sup>

また、レオナルド・ダ・ヴィンチの父セル・ピエロは、カテリーナに私生児ダ・ヴィンチを産ませた後に、正式に四人の妻を娶り、12人の子どもを儲けている。セル・ピエロは50歳のとき、18歳になる三番目の妻マルガリータを迎え、

彼女に6人の子どもを産ませた。この継母マルガリータが父のもとに嫁いできたとき、息子のダ・ヴィンチは24歳であった。さらにマルガリータが体力つきて死去すると、セル・ピエロは四番目の妻クレツィアを迎える。彼女との間に6人の子どもが産まれるが、最後の子ジョヴァンニが誕生したのはセル・ピエロが78歳で他界した直後であった。<sup>16)</sup>

以上のように、いのちをすりへらして次々に子どもを産み、子孫をつくる道具として若さを消耗しつくすことも、女性がおかれていた現実の一つであった。しかし、若くして夫と死別し、寡婦として後に残されるのが、さらに一層女性のより一般的なライフ・サイクルであった。1427年の寡婦についてカタストの統計によってみると、トスカーナの全人口のなかで寡婦のしめる割合は、男やもめの割合よりはるかに多い。男子人口137,993人のうち、やもめは3,303人でその割合は2.4%であり、他方女子人口125,645人のなかで寡婦の届け出をしている者は17,114人でその割合は13.6%となっている。これをフィレンツェ市内についてみると、男子19,953人中やもめは528人で、その割合は2.6%であり、女子16,956人中寡婦は2,974人で、その割合は17.5%となり、男性にたいして寡婦のより一層の割合の増大が目につく。<sup>17)</sup>

さて、男性と女性とのこの大きな割合の違いはなにを意味するのであろうか。男性は、すでに述べたダ・ヴィンチの父セル・ピエロやグレゴリオ・ダーティの例からも明らかなように年齢にかかわらずに再婚が可能であった。やもめの状態にある人々の多くは高齢者であったと思われる。ちなみに70歳以上の男性の14%がやもめであった。

しかしながら、女性については男性とはことなる傾向が見られる。フィレンツェでは女性の18%が40歳で未亡人となっている。そして50歳になるとそのほぼ45%が寡婦である。しかるに20歳以前に寡婦となった女性はその三分の二が新しい夫を得て再婚し、20~29歳で寡婦となった女性はその三分の一が、30~39歳で寡婦となった女性はその11%が再婚している。<sup>18)</sup> このことから女性は40歳を過ぎるともはや再婚の機会はきわめて少なかったこと、これにたいし男性は60歳にいたるまではわりあいになやすく再婚できたことが推測される。

しかし、若くして未亡人となった女性たちは、あたかもそれが当然のことでもあるかのように再婚していった。それでは、いったいなにが彼女たちに再婚を決意させたのであろうか。先夫との間の子どもを置き去りにし、あるいは子どもたちと離れ離れの生活になることをも厭わず、どうして若い母親は新しい夫の許へ嫁ぐことになったのか。それは、個々の女性の人生観や個人的な意図や好みに基づく選択の結果によるものだったのであろうか。この問題の背後には、個々の母親たちの意思や願望とはかかわりなく否応なしに彼女たちをそのような行動に向かわせる目に見えない強制力のメカニズムが存在していたように思われる。そしてその一つに嫁資ならびに財産分与の方式の在り方が大きくかかわっていたように思われる。次にこの問題についてみることにしよう。

### III 嫁資ならびに女性の財産相続

#### (1) 法における女性の地位と嫁資

中世のイタリアにおける嫁資の慣行は、相続法をめぐるローマ法的伝統と6世紀にイタリアに進出してきたランゴバルド族の相続法の影響を受けてイタリア諸都市に成立したものだと考えられている。ローマ法<sup>19)</sup>においては家長は絶大の権力を持っていた。しかしまた同時に、相続についてはローマ法には年齢や性別を問わない平等主義が存在し、女子にも平等な相続権が認められていた。ところがランゴバルド法においては、女子は嫡出の男児がある場合には相続から排除され、その相続権は嫡出の男子のない場合のみに限られていた。

また、ランゴバルド法は家長がその子女の結婚にさいして準備し与える日用品や装飾品を嫁資 (faderfio) として定めていたが、その価値は大きいものではなかった。ところがこの嫁資が、七世紀以降花嫁の個人的使用というその本来の目的を超えて金銭、不動産などを含むものに次第に変化してくる。そして高額な嫁資が与えられるようになるが、しかしそれは女子が相続から排除されることの代償をなすものだと考えられるようになる。つまり、相続権を女子に認

めるローマ法的伝統とランゴバルド族の嫁資の考え方が一緒になって中世のイタリア諸都市における嫁資の慣行が生まれることになるのである。

そこで、嫁資とは結婚生活のさまざまな費用を負担するために花嫁の父親ないしは家長によって設定されるものであって、それは妻の父から夫に支払われる。そして夫の死去にともなう婚姻が解消される場合には、妻はその生活の維持のために夫の相続人にたいして嫁資の返還を請求することができる、とする慣行が広く行われるようになった。あわせて嫁資は女子にたいする相続権の排除料<sup>20)</sup>だとする考え方も広まっていた。

さて14・5世紀の結婚においては、女性がこの嫁資によって翻弄されることになる。妻が夫の許に持ってきた嫁資は、原則的には確かに生涯を通じて彼女の権利に属するものであった。そしてそれは妻の家族の生活上のさまざまな費用に当てられ、もし夫が死亡して家庭生活が解消されるようなことになれば、彼女はその後の自身の生活のために嫁資を当てることができた。これは、財産相続が男子にのみ限られ、女性がそれから締め出されていることにたいする代償として生まれた慣行であり、知恵でもあった。

しかしながら、このすぐれた慣行も実際の生活では理屈どおりには機能しなかった。まず、女性は夫の死亡により未亡人となることによってそれまで家族が享受してきた経済的平穏を脅かす存在となった。そのためにしばしば夫の一族との緊張した関係に追い込まれることになる。ついで、寡婦は実家の一族によって再婚することを強要された。それはとくに15世紀のフィレンツェでは多様な婚姻関係をとり結ぶことが一族の経済的、政治的基盤の確立のためにつよく求められていたことによる。そして、いずれにせよ寡婦は自らの意思ではなく周囲の状況によって将棋の駒のように動かされることになったのである。

寡婦が40歳を過ぎた年齢ならば、もはや再婚のために新しい配偶者を見つけ出すことはきわめて困難であった。したがって婚家との悶着が起きる心配はとくになかった。しかしまなお受胎能力に恵まれている若い寡婦の場合には、彼女は、夫の相続人、つまり自分の実子や婚家の一族によって、持参金を持って立ち去らないように、そしてその家に従来どおり留まり家族の一員として暮

らすようにと説得されるのがふつうであった。

このような説得のために、夫は、遺言で生涯にわたる妻の生活上の保証を行ったり、また死の床で彼女が馬鹿げた考えを起こさないようにと懇願しなければならなかった。遺言は、ふつう、婚家で子どもたちと一緒に暮らすか、実家にもどりそこで生活するかによって、異なる内容が細かく述べられていた。たとえば、フィレンツェ国立古文書館に現存する1312年作成の遺言状によれば、妻が再婚しないで小さな娘たちと一緒に暮らすなら彼女は家屋ならびに家具つきの部屋の用益権、さらに「小間使いや召使いのための」諸経費 *pro una cameraria et famula* が与えられるであろうとされている。これにたいし、「彼女自身がむしろその家に留まることを欲せず、彼女の娘たちを置き去りにして父の家に帰りたいとだけのぞむならば」 *Si vero ipsa nollet in dicta domo remanere, si omnino vellet filias eius dimittere et ad domum patris reverti,* <sup>21)</sup> 彼女は自分の持参金のみを受け取ることになろうとされている。

ラーボの父親ジョヴァンニ・ニコリーニは1381年に死去するが、彼は妻バルトロメア・パニェージにたいして次のような遺言を残している。もし彼女が子どもたちと一緒にこの家に留まるならば「彼女が子どもたちと共に彼の全財産の管理者にして運営者である」 *ch'essa sia ghovernatrice e aministratrice di tutti i suoi beni intra di tutti i suoi figliuoli* ことを認める。また、もし十年間この状態で留まりその後で家を出て行く場合には、彼女が嫁資の返還を要求しない限り一つの農場 *podere* の収益の用益権 *usufructo* が生涯にわたって与えられるであろう。しかし十年間留まった後に彼女が嫁資の返還を求めた場合には、農場の用益権の半分のみが与えられる。<sup>22)</sup>

夫は、以上のことから明らかなように自分の死亡した後も妻が家族として留まり、一家の中心として従来どおりの生活を営んでくれることを期待し希望した。子どもたちも母親と一緒に暮らすことをのぞんだ。しかしながら、しばしばその期待は裏切られることになった。寡婦の実家の一族が彼女をそのままにはしておかなかったからである。

## (2) トルナータ

寡婦は、再婚するしないにかかわらず実家に帰り、実家で生活の面倒を見てもらうトルナータ *tornata* と呼ばれる権利を持っていた。<sup>23)</sup>これは、寡婦が婚家で相続人たちと関係がうまくいかなかったり、同じ屋根の下で暮らすことを欲しない場合に実家に避難する権利であった。彼女を迎え入れ、食事と宿泊とを保障することは、実家の義務だと考えられていた。したがってこれは、結婚して家を出ても女性は実家の一員であり続け、たとえ寡婦となっても彼女たちは実家という観念的「家」*casa* の主要な構成部分として留まり続けていたことを示すものと考えられる。

ラーボの『覚書』にはトルナータの具体的事例が数多く記載されている。ラーボの姉モンナは1406年からその死去(1411—15 ?)の間(*Libro*, p. 104, pp. 111-15, 124), ラーボの娘レーナは1418年の2月から6月にかけて(*Libro*, p. 137), 彼女たちの実家で暮らしている。

ラーボの叔母で、ラーボの父ジョヴァンニの妹シモーナは、その晩年をラーボの長兄ニコライオの家で送ったが、父ジョヴァンニは1377年に作成された遺言状で妹シモーナに五十金フィオリノを与えている。この金は「神への愛のために」*per amore di Dio* 彼女の欲するところへ寄進してよいとされたものであった。また、一つの農場 *podere* が与えられている。これは、彼女が暮らしや衣食に不自由するような場合、「彼女の生活には十分な土地や財産であるこの場所へ彼女が行くことができるように」*ch'ella possa andare sopra i suoi bene e delle sue herede a bastamento della sua vita a viverne* との配慮によるものであった(*Libro*, p. 61)。この老女シモーナは、結婚のために家を出て三十年も経過してから自分の生まれ育った家族の許に帰り、そこに以前と変わらぬ自分のための席をみいだすことができたのである。すなわち、女性はその実家においては血縁者であるが故に家族の一員であると見なされ続け、そのために父ないし兄弟の家は女性の最終的な本拠地であり続けたのであ

る。

しかしながら実子の子どもであっても外孫にたいしては実家は異なる態度をとった。ラーボの家族にとって1417年は不幸続きの最悪の年であった。この年に猖獗を極めたペストによってラーボは三人の実子を失った。長男のニコライオ (*Libro*, p. 136), アルトヴィーティ家に嫁いでいる長女レーナ, 末娘のエルメリーナ (*Libro*, p. 94) が、同じ年に相次いで死亡したのである。そして長女レーナの夫ウーゴ・アルトヴィーティもこの年に死去して、レーナは孤児となった三人の孫娘をラーボに残すことになった。

ラーボは、当時の慣例としては例外的なことに属するが、両親を同時に亡くしたこの外孫たちを自分の家に引き取っている。多分、いっぺんに居なくなった家族成員の埋め合わせの意味もあったのであろう。ところが彼はこの三人の一人一人について後見人から食費と宿泊費を養育費として受け取り、衣服費ならびにその他の必要な諸経費は孫娘たち自身のお金を当てることとしている (*Libro*, p. 137)。つまり、彼女たちの世話は、本来父方の一族の責任としてなされるべき事柄だったのである。

また、1410年にラーボの姉モンナは、二度目の夫ヤーコボ・フォルキの死去にともないそれまで暮らしていたヴェネツィアを引き払って、この夫との間に生まれた娘ジョヴァンナ、通称ナンナを引き連れてラーボの許に身を寄せた (*Libro*, p. 111)。

ところで、この姉の娘ナンナの世話は、当時の原則的慣例から見れば異例なことであった。しかしラーボは、姉モンナがヴェネツィアでの家財や衣服や夫の書籍などを処分した代金ほぼ四百金フィオリノのうちの大部分を、話し合いで彼女の彼にたいする債務として認めさせている (同上)。これにはモンナの結婚のために支払われた嫁資にたいする実家の側からの請求の意味とともに、姪ナンナの養育費の一部としての意味もあったものと思われる。

以上に繰返し見てきたように、女性の結婚による縁組は血縁的な関係をけって解消することはなかった。また、嫁とその生まれ育った実家との間の断絶は永久に起こり得ないことであった。したがって寡婦の再婚は、姻戚関係に

よる一族集団の拡大のために最大限に利用された。そして実家は、娘や姉妹のために準備し支払った嫁資にたいする支配権の主張を放棄することはなかった。しかもそれ以上に、実家は同族の女性の身体や生殖能力にたいしてさえもその支配権を主張したのであった。これを如実に示しているのが寡婦の再婚である。あたかも使用済カードのさらなる効率的な再利用が目指されるかのように寡婦は一族の利益のために役立てられたのである。

クラビシュは、その著書で、フィレンツェ古文書館にあるパオロ・サセッティなる人物が1395年に語った「夫が葬られ、葬式が終わるやいなや、寡婦が若ければその一族は彼女を連れ戻しに来て、実家に連れて行った。これがフィレンツェの慣習であった」という言葉を引用している。また、サセッティの同時代のある人物が1377年に語った「寡婦が夫の葬式のまにに婚家を去るのは名誉にかかわることであるが、葬式を済ました後ですぐにそうしてもそれは当然のことだと考えられ、そうすることはみんなに受け入れられている」という言葉も引用している。これは、四人も子どもがいて、しかもさらに妊娠していたにもかかわらず、教会で夫にしかるべき貞節をつくすことなく実家に立ち去ってしまった女性に関連して述べられたものであった。<sup>24)</sup>

### (3) 婚姻によるネットワーク

これらは、いうまでもなく一族が図った婚姻関係によるその勢力拡大の企図によって引き起こされたものであった。有力者を親戚として持つための努力は、たとえばラーボの父ジョヴァンニやラーボ自身が取り決めた嫁資の額の決定にも見ることができる。

ラーボの姉モンナが最初に結婚した相手はアレッサンドロ・ブッオンデルモンティである。ブッオンデルモンティ家は由緒ある封建貴族の出であり、しかもラーボの祖先の出身地であるパッシニャーノから出たフィレンツェの有力者であった。1436年にブッオンデルモンティ家の娘ヴァッジアを娶った著名なヒューマニスト、ポッジョ・ブラッチョリーニも、彼自身、過度に強調された

すぐれた血統の觀念にたいする厳しい批判者であったが、この一族については心からの尊敬の念を表明している<sup>(25)</sup>。また、ラーボの祖先は、かつてブッオンデルモンティ家に仕え、同家を主家として仰ぐ従属民であり、ブッオンデルモンティ家によって一族が陥った危機から救助されたこともあった<sup>(26)</sup>。

この名門とのモンナの結婚のためにラーボ・ニッコリーニ家が支払った持参金は 975 フィオリノという莫大な金額であった (*Libro*, p. 61)。14世紀末から15世紀にかけて、庶民が衣食住すべてを含めて普通の生活をして一年間にかかる費用が15ないし20フィオリノで十分だったと推定されていることを考えれば、<sup>(27)</sup> この破格の金額は旧く由緒ある家柄との婚姻関係のための出資の意味があったと思われる。

しかしこの結婚は、ながくは続かなかった。モンナはアレッサンドロ・ブッオンデルモンティと死別し、その後、ヤーコボ・フォルキと再婚する。彼は法律家で、すでに1382年にニッコリーニ家のラーボ兄弟三人の財産分配の調停人として姿を現し (*Libro*, p. 63)、この一族とは親密な関係にあったものと思われる。すでに見たように彼は1406年以前にヴェネツィアで死亡し、ほとんど財産を残さなかった。モンナは彼の許に金 800 フィオリノの持参金を持って再婚した (*Libro*, p. 112)。この縁組はブッオンデルモンティ家のそれに比較すると格の低いものに思われるが、しかしサント・スピリト地区に住むフォルキー族との地域的縁組としての意味をもつものであった。

ラーボと弟のフィリッポは、1384年に同時にそれぞれの妻を迎えた。ラーボは、「名誉ある騎士」*honorable chavalieri*, ツァノービ・ダ・メツォーラの娘エルメリーナと結婚した。そして嫁資 700 金フィオリノを受け取るようになった。弟フィリッポはジレッタ・スピーニと結婚し嫁資 800 金フィオリノを得ることになった (*Libro*, pp. 71-72)。これらの嫁資の額は、モンナのものよりはるかに低額である。これはニッコリーニ家の人々が、たとえ受け取る持参金が高額でなくとも自分たちより家格の高い階層との婚姻関係をのぞんでいることをうかがわせている。

他方、ニッコリーニ家の女性たちは、一族の地位を保持し続けるためにより

高額<sup>28)</sup>の嫁資を持参しなければならなかった。ラーボとフィリッポは、長兄ニコライオの死去にともない1383年からその子どもたちの後見人を引き受けることになった。そして1394年にニコライオの長女アンニョレッタを結婚させている。

「神の御心のままに、われわれはアンニョレッタを嫁がせた」Chome fu piacere d'Iddio maritammo l'Angnioletta と、ラーボは書いている。その相手は、フィレンツェ市内でも屈指の名門ルチェッライ家の一門に属するルーカ・ディ・ジョヴァンニ・ディ・ビンジエーリであり、嫁資として950金フィオーリーノが支払われた(*Libro*, pp. 88-89)。15世紀初めのフィレンツェにおいて社会的地位を決したのは、尊敬に値する富、公的な役職、由緒ある血統の伝統、恵まれた姻戚関係、の四つだとされるが、ルチェッライ家は、まさにこのすべての条件を備える有力家族であった。<sup>29)</sup>

アンニョレッタの父、すなわちラーボの長兄は、その遺言状のなかで彼女に600金フィオーリーノを結婚に備えて与えていた(*Libro*, p. 69)。後見人である叔父のラーボとフィリッポが、さらにやりくりをして総額950金フィオーリーノを用意し、ルチェッライ家へ嫁ぐように骨折ったのであった。これは、結婚を通じてニコリーニ家の有力家族との結びつきを図ろうとする結婚政策によるものだと考えられる。

同様のケースとしてラーボの娘ジョヴァンナ、通称ナンナのジョヴァンニ・アルビッツィとの結婚を挙げることができる。1409年にラーボは嫁資1,000金フィオーリーノでナンナをアルビッツィ家の若者に嫁がせた(*Libro*, p. 108)。アルビッツィ家はすでに14世紀前半からフィレンツェで勢力を誇った超一流の名門家族であり、アルベルテ家、メディチ家、リッチ家、ストロッツィ家などと並んで経済活動をリードし、また都市国家の政治的重職を一族の者が代々になっていた。<sup>29)</sup>

これにたいしてラーボが1405年にウーゴ・アルトヴィーティに縁組させた娘レーナの嫁資は、700金フィオーリーノであった(*Libro*, pp. 99-100)。この婿は、ラーボと同様の経済的地位にあった人物であり、またベストの大流行でこ

の夫婦が死去し、その孫娘たちをラーボが引き取ったことは先述の通りである。

ラーボ自身も最初の妻エルメッリーナ・ダ・メッツォーラと死別し、二度目の妻としてカテリーナ・メラネージと1401年に再婚している。そしてこの結婚によって、ラーボは嫁資1,000金フィオリノを得ている (*Libro*, p. 92)。これは、ラーボがすでに年齢が45歳に達し、彼が政府の重要な役職にたびたび就任して活躍した経験を持つことや、またその商売上の成功にたいする信望によってもたらされたものだと考えられる。

ちなみに、フィレンツェ都市国家の政治は、当時、シニョリア Signoria という制度のもとに行われていた。フィレンツェは四つの地区 (*quartiere* クアルティエーレ) に分けられ、東にサンタ・クロッチェ地区、西にサンタ・マリア・ノヴェッラ地区、南にサント・スピリト地区、北にサン・ジョヴァンニ地区があった。シニョリアは、この各地区から二名ずつ選出されたプリオーリ (Priori) と呼ばれる八名の代表委員と、四つの地区がまわりもちで代表を出す大統領職ともいうべき「正義の旗手」 (*Gonfaloniere di giustizia* ゴンファロニエーレ・ディ・ジュスティツィア) 一名の九名から構成され、二カ月ごとに改選されるフィレンツェの最高行政機関であった。そして同業組合 (アルテ) の組合員であること、税金の完納者であること、三十歳以上の男子であること、<sup>30)</sup> が被選出条件とされていた。

ラーボは、1398年と1428年の二回プリオーリに就任し、さらに都市政府のトップの座である「正義の旗手」に1401年、1406年、1412年、1421年、1425年の五度にわたって就いている。<sup>31)</sup> すでにかなりな社会的地位を占める人物ともくされていたのである。

15世紀のフィレンツェにおいては、縁組による親戚 *parente* は一つの家族の存在とその発展をバックアップする強力な後援をなすものであった。モレッリも、孤児として残されてもしたたかに生きていけるようにと子孫に与えた教訓の中で、結婚にはまだ若すぎる間は友人によって、結婚できる年齢に達したら婚姻関係 (*ingegnati d'imparentarti*) 親戚をつくるよう心掛けよ) によって父親の代わりをしてくれる親戚 (*uno parente che ti sia padre*) を見つけろ、

と述べている。<sup>32)</sup> ラーボ自身も、1416年に、その身内の負債をめぐる、あるもめごとの調停人を選ぶのに「私のすべての親戚と信頼する友人として」*come miei tutti parenti e amici fidati* 五名の人物の名前を挙げている (*Libro*, p. 129)。姻戚による集団は、「親戚の結びつき」*congiunto di parentado* によって血縁の一族を補強していた。そしてこの関係のはざまに女性はおかれていたのであった。

### むすびにかえて——アンビヴァレントな母親の位置

女性はむずかしい立場に立たされていた。血族の一員としての利益と、妻・母親として生活している家族の利益との矛盾や緊張関係に、たえず直面しなければならなかったからである。子どもや家庭に誠実な母親は実家の一族の意向に逆らうことになった。自分の一族をつねに念頭において行動する母親は、その無節操さを責められ、残酷な母としての烙印をおされることになったのである。これにたいして男性は、社会制度や法律や血縁関係に守られ、支えられて、家系や家の意識に立ってしか女性を見ようとはしなかった。

1425年頃に執筆された Giovanni Gherardi da Prato の作品『アルベルティ家の楽園』“Paradiso degli Alberti” には、子どもを見捨てるような母性愛は父親の愛に比べれば全く当てにならないと女性を非難する男を、上品な機知でやりこめる女性が描かれている。男性につき従い、自分の子どもを引き取ることも一緒に居ることもできず、とくに年齢が若ければ独身のまま居ることも、男性の保護なしに生きることも許されない、そんな女性が困りはてて、最善の妥協的選択をしているのがお分かりにならないのですか、と彼女は反論している。<sup>33)</sup>

これは、一族の名誉と地位と富を守るために娘の婚家の一族が犠牲にされ、そして男性自身が身動きが取れなくなっている社会の仕組みに向けられている。そして残酷な母親イメージの強調によって、自らの潔白を証明しようとする男性中心の社会を批判している。15世紀フィレンツェの子どもの不幸は、たんに

母親によるものではなかった。それは母親をも不幸に陥れているさらに根源的な原因によってもたらされたものだったのである。

注

- 1) Giovanni di Pagolo Morelli, *Ricordi*, ed. Vittore Branca, Le monnier, 1969, p. 495.
- 2) C. Klapisch-Zuber, *Women, Family, and Ritual in Renaissance Italy*, 1985, Univ. of Chicago. p. 125.
- 3) C. Bec, *Il Libro degli affari proprii di casa de Lapo di Giovanni Niccolini de'Sirigatti*, 1965, Paris. p. 135.
- 4) Archivio di Stato, Firenze, *Stroziane 2d ser.*, 15. fols. 61v-65. *Women, Family, and Ritual...*, p. 127 に拠る。
- 5) D. Herlihy, *The Medieval Marriage Market*, Medieval and Renaissance Studies 6, 1976.
- 6) Libro, p. 134. "la qual fu una valente e cara e buona donna, la quale ne venne a marito negli anni di Christo 1349, a dì primo d'ottobre 1349, sicché venne a stare in casa nostra anni lxxvij, mesi due, e dì 26."
- 7) 清水廣一郎「家と家とを結ぶもの —中世末期イタリアにおける嫁資について—」, 『社会史研究 6』, 1985.
- 8) *Ricordi*, p. 219, 202.
- 9) *Women, Family, and Ritual...*, p. 118. 注3 参照。
- 10) D. Herlihy, C. Klapisch-Zuber, *Les Toscans et leurs familles. Une étude du Catasto florentin de 1427*. Paris 1978. p. 58.
- 11) *Women, Family, and Ritual...*, p. 119. 注11 参照。
- 12) D. Herlihy, *Mapping Households in Medieval Italy*, The Catholic Historical Review, vol. LVIII, No. 1, 1972. p. 14.
- 13) Ibidem, p. 14.
- 14) Ibidem, p. 17. D. Herlihy は, 1,053人の, 生後一年未満の乳児の父親をサンプルにしながら平均年齢を算定している。
- 15) 拙稿「15世紀フィレンツェにおける子どもと乳母による子育て」青山学院女子短大紀要, 第41輯, 1987 参照。
- 16) 斉藤泰弘『レオナルド・ダ・ヴィンチの謎——天才の素顔』岩波書店, 1987, 57-60頁。
- 17) *Les Toscans...*, Appendice V. Tableau 1, Répartition de la population toscane selon le sex, l'état matrimonial, 1427. Tableau 2, Répartition de la

population florentine selon le sexe, l'âge et l'état matrimonial, 1427.

この統計の数字の読み取り方については、青山学院女子短大の石井孝彦助教授が懇切なる御教示を下された。

- 18) *Women, Family, and Ritual...*, p. 120.
- 19) 「家と家とを結ぶもの—中世イタリアにおける嫁資について—」91-94頁。
- 20) 同上, 90頁。
- 21) *Les Toscans...*, p. 557. 注21.
- 22) *Libro...*, p. 62.
- 23) *Women, Family, and Ritual...*, p. 122.
- 24) *Ibidem*, p. 123.
- 25) L. Martines, *The Social World of the Florentine Humanists 1390-1460*. Routledge & Kegan Paul, 1963. p. 210.
- 26) 清水廣一郎「十五世紀フィレンツェの一市民の覚書」『一橋論叢』第72巻第6号, 1974, 88-89頁。
- 27) G・ブロッカー『ルネサンス期フィレンツェの愛と結婚』(在里寛司 訳) 同文館, 1988, 10頁。
- 28) *The Social World of the Florentine Humanists...*, p. 62.  
ルチェッライ (Rucellai) 家は13世紀に羊毛産業で財を築いた。ヒューマニストたちのパトロンとしても知られている。フィレンツェ市内に現存するルチェッライ邸はレオン・バッティスタ・アルベルティの建築として有名である。
- 29) *Ibidem*, p. 41.
- 30) 『ルネサンス期フィレンツェの愛と結婚』15頁, 68頁の注, 参照。
- 31) *Libro*, Introduction, p. 11.
- 32) *Ricordi*, p. 253, 263.
- 33) *Women, Family, and Ritual...*, pp. 130-131.

